

みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドラインの一部改正について

＜改正趣旨＞

みなとみらい21中央地区では、横浜市景観計画及びみなとみらい21中央地区都市景観協議地区の内容や取扱い基準等を、みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドラインとしてまとめています。

今回、映像広告等の屋外広告物の協議における取り扱いについて、明文化し、円滑な協議につなげていきます。

＜改正内容＞

（１）映像広告の基準や取り扱いの明文化

以下の基準をガイドラインに追記します。

項目	内容	
協議対象	・ 外部に向けて設置する映像広告物（投影広告物を含む）。 ・ なお、ガラス面の内側に設置されるもので、室内のレイアウト上、明らかに外向けと判断できるものは対象とする。	
設置場所	・ 信号機の誤認が発生しないなど、交通環境に配慮した場所に設置する。	
設置高さ	・ 建物低層部（高さ10m未満（デッキがある場合は15m未満））にのみ設置する。	
大きさ	・ 1画面当たり原則3㎡以下 ・ 画面の長辺と短辺を足した数値の3分の1以内にある映像装置を利用する広告物は1つの画面とみなし、それらの合計面積を画面の面積とする。	
設置数	・ 良好な景観や環境に十分配慮する。	
コンテンツ	放映時間	・ 周辺に配慮した放映時間とする。
	照度・輝度	・ まぶしすぎない明るさとする。
	色彩	・ けばけばしい色（高彩度色）の使用はさける。
	動き	・ 点滅や極端に激しい動きは避ける。
	音	・ 音は原則、出さない。
	内容	・ 地区全体で質の高い景観形成が図られるよう、周辺に配慮し、歩行者に不快な印象を与えない内容とする。

※大規模な集客施設などの用途、施設の特性上、必要があり、かつ、街のにぎわい創出に資するもので、設置位置や大きさ、コンテンツの内容等において、周辺環境や景観への十分な配慮がなされているものとして市長が認めた場合は、上記基準を超えて設置することができます。

（２）その他の屋外広告物の協議における取り扱いの明文化

- ① 屋外広告物の基調色として使用できない色を当該広告物全体の表示面積の15%以内でアクセント的に使用することは可能とする。
- ② 仮囲いに設置する広告物は、みなとみらい21街づくり基本協定の承認等と連携した協議を行う。

＜参考＞

■みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/mm21/keikansakutei/keikan.html>

■みなとみらい21街づくり基本協定

<https://ymm21.jp/area-management/dev/basic-agreement/>